

目次

D II -CR-★1-告訴状20200622.....	2
D II -CR-★2-証拠20200622.....	10
D II -CR-★3-1号証.....	14
D II -CR-★4-2号証.....	17
D II -CR-★5-3号証.....	18
D II -CR-★6-6号証.....	22
D II -CR-★7-9号証.....	39
D II -CR-★8-10号証.....	42
D II -CR-★9-11号証.....	45
D II -CR-★10-12号証.....	46

告訴状D II

令和2年6月22日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

石井恵子 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3329 職業 教員 電話
、に対し、住居侵入罪（刑法第百三十条）と脅迫罪（刑法第二百二十二条）、
群馬県警沼田警察署の、牧島秀夫、被疑者不詳V、に対し其々、
犯人隠避罪（刑法第百三条）と公務員職権濫用罪（刑法第百九十三条）と脅迫罪、
前橋地裁 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件の被告の群馬県の知事の大澤正明、
同訴訟代理人弁護士の長谷川亮輔、に対し其々、犯人隠避罪と脅迫罪

告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、掲げた各罪に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め告訴いたします。

(前提) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です(刑訴法253条の2)

本件は告訴状D Iの関連事件であり、本件を含め、恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届2018、
関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が
私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装の意図であることは明らかです。

したがって厳密には、全告訴状の全告訴事実が実態的な一連行為ですから、一告訴状に統合したいところですが、膨大で実務的でないため、このように各告訴状に分けております。

(前提) 包囲網は常に、当り前の予見可能性を無視します

つまり、当り前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、当り前の予見可能性とは、①法令、②経験則ないし論理則、③蓋然性、などですが、要するに、職責以前に一般人として
当り前のことを認めないとすることであり、当り前に、反社会的で、著しく信義則違反かつ
公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

告訴状D II

(前堤) 警察が犯罪被害の訴えを無視することは、当り前に法令違反です

警察が訴えた被害を合理的根拠無く無視することは、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反であり、同時に、②合理的根拠が無いのに事件性無と言えるはずが無いので経験則違反ないし③蓋然性の無視であり、それなのに処理済と言い張るのは②論理則違反です。

例えば、稀有な行動の裏の特別の動機という、当り前の蓋然性を、常に、無視しており、抗議しても、「違法性が無いから理由も不要」との論理は、狂気の倒錯です。

被害の訴えを、常に、合理的根拠無く、無視したことは、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯罪捜査規範 61 条ないし 65 条違反)と言え、個人の権利と自由を保護、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法 2 条)の職責と、訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職務上の故意または過失であり、手続(告訴)妨害であり、反射的利益を超える(14 号証)、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)などの人権侵害です。

また、合理的根拠が無い点は、犯罪捜査規範 4 条 (合理捜査) 2 「先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく」に全て違反しており、また、被害届の受理拒否は犯罪捜査規範 61 条、被害届の無視は犯罪捜査規範 65 条違反であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範 63 条や刑事訴訟法 242 条違反です。上記諸規定の立法趣旨は、警察権力の恣意的濫用の予防にあるはずです。

事件の概要

私の近隣の石井恵子は、告訴状D I に記述の通り、村の集会での村八分扱いの言動、三度の留守宅内侵入、訴状未送達段階での村の奉仕作業への 4 人揃った欠席、当該訴訟の答弁での誹謗中傷、などを重ね、組合せて、包囲網としての組織力を誇示して私を脅迫しました。また、群馬県警沼田警察署は、こうした村八分の状況を訴えたのに、根拠無く無視しました。なお、本件については、前橋地裁 H31 ワ 183 慶謝料請求事件、群馬県警沼田警察署の対応については、前橋地裁 H30 ワ 356 慶謝料請求事件が有ります。

告訴事実 1 石井恵子の三度の留守宅侵入(4, 5, 11, 13 号証)

石井恵子は、告訴状D I の告訴事実 2 の村の総会②において、私への超敵対的発言を重ねておきながら、菩提寺の世話を口実にして、自らが私の事例紹介を妨害したサイトウ郵配達員の犯行を模倣して、以下の三度の不当な私の留守宅侵入を重ねました。

石井恵子は、①2017年4月29日15時頃、②2017年8月15日17時頃、③2018年1月10日12:30~18:00、の三度に亘り、其々、包囲網として事前共謀して、常時監視に基き、私の外出中を承知の上で、菩提寺の世話を装って、私への無言の脅迫の意図を持って、私の留守宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)を訪れ、私の無意識状態を突いて、声掛けせずに無断で、玄関扉を開けて土間に侵入し、①と②においては菩提寺からの配り物を居間の縁端に置き去り、③においては土間に在った私のサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便ポスト内に菩提寺の配り物を置き去り、其々、自らの侵入行為をアピールし

告訴状D II

て、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」との私的人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を屋内侵入で表示し、もって、包囲網の組織力を誇示して、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

なお、三度目については、郵便ポスト内に他の物は無く、他の来訪者も見当たりません。

(説明) 以下の通り、留守宅内侵入の正当性が無いこと

そもそも屋外のポストで用が足り、また、物が紛失した場合の嫌疑などを考えれば、留守宅内侵入は通常では在り得ず、また、前任の世話人だった私は現に一度も立入っておりません。

1 超敵対的関係を自ら創り出したこと (1~3号証) (偶発性 1/10000000) 焦点

石井恵子の地区集会での以下の数々の妨害発言により、私との人間関係は決裂済です。

これは言わば、真珠湾攻撃を仕掛けておいて、アメリカは友好国だと嘯くようなものです。特に、違法性を注意喚起した矢先の模倣発言は、当然に、告訴される覚悟が有るはずです。また、留守宅内立入は、もし物が紛失したりすれば、当り前に疑われますから、同地区でも決して通常ではありませんし、当り前の自律権の侵害ですから、部分社会の法理の余地は無く、したがって、11号証の同意書は村人達の共謀による公序良俗の偽装の証拠です。

A 2号P1上「(石井恵子)民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」

2号P1中「(石井恵子)議題をやりましょう。議題を進めましょう。」

(説明)前回集会で、無理やり中断された私の優先発言権を無視しています。

B 3号P4上「(石井恵子)ここで言う事じやないと思いますよ」 (説明)鈴木通夫の模倣

AとBの発言を総合すれば、「お前を認めない」との意味にしかなりません。

3号P4上「(石井恵子)違います、違うと思います。」 (説明)無根

3号P4中「(石井恵子)おかしくないですよ。」 (説明)無根

3号P4中「(石井恵子)他の人達は身の危険を感じてません」 (説明)経験則・論理則違反

2 サイトウ郵便局員の居眠り中の屋内侵入と、同質の行為であること (1/10) 模倣性 無意識(無防備)を突いた行為という意味で、サイトウの侵入と同質であり、20170416の地区集会で自ら私の事例紹介を妨害した当該犯行であることから、それを敢えて模倣して見せることによって、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」との、包囲網としての常時監視の脅威(組織力)を示したのです。

害意の対象物を特定できない点は、逆に「無意識下では何をされるか、されたか、判らない」との疑心暗鬼にさせ、不安に陥れ、萎縮させ、恐怖させる、脅迫の増幅効果が有ります。

例えば、食物に毒を入れられるかもしれないし(生命)、証拠を隠滅されるかもしれないし(財産)、そんなことではうかうか外出もできません(自由)。

3 石井恵子が、サイトウ郵便局員の住居侵入の犯罪性を認識していたこと (1/100)

3号証反訳書の通り、私が犯罪として事例紹介していたことは明らかです。

4 「他人に家に出入りされたくない」と告知済だったこと (4号証) (1/10)

菩提寺の世話人の前任は私であり、同年2月に石井恵子に引継いだばかりでした。

この引継ぎ時点で、私は二年分の費用を一括前払いしており(通常は年三回の都度集金)、前例の無い取扱なので、その理由にも触れざるを得ませんでした。

告訴状D II

5 三回とも物を置き去りにして、自分の侵入行為をアピールしていること (1/2)

脅迫は、狙った相手に気付かせなくては意味が有りません。 これもサイトウと共通です。

6 非常識過ぎること (1/200000)

もし物が紛失したりしたら、盗難の嫌疑も掛りますし、石井恵子は教員ですから、その職業に鑑みて、「立入禁止」の表示を無視してまで留守宅内に立ち入って物を置くという人権感覚は、今時、極めて時代錯誤です。

7 一回目も二回目も風雨が弱かったこと (1/10)

軒下(屋外)の郵便ポストでも、よほど風が強くなければ、濡れる懸念は有りません。

一回目も二回目も「しとしと雨」で、風も強くありませんでした(三回目は雨無し)。

8 二回目からは、「立入禁止」と両玄関扉の、目の高さに大きく表示していたこと (1/10)

9 二回目の配り物は、領収書だけであること (1/10) 祈祷符無し、ポストで充分

10 二回目は、雨天の留守中を狙って半月以上も待機していたと思われること (1/10)

護持会費の領収書は、もともと 7 月中の配り物なのに、二週間以上経っています。

石井恵子に対し、住居侵入罪 (刑法第百三十条)

告訴事実 1 により、石井恵子は、包囲網として事前共謀して、地区集会(総会②、2, 3 号証)での自らの私への超敵対的な発言の数々を顧みず、菩提寺の世話を装って、ぬけぬけと、正当な理由無く、私に無断で、脅迫の意図を持って、私の留守宅内侵入を三度重ねましたから、脅迫罪の牽連犯としての住居侵入罪です。

石井恵子に対し、脅迫罪 (刑法 222 条)

告訴事実 1 により、石井恵子は、包囲網として事前共謀して、既述の三度の私の留守宅内侵入によって、包囲網としての組織力を誇示しました。

これらを包囲網としての事前共謀による無言の威力脅迫とする根拠は、

第一に、「お前を認めない」との意味にしかならないこと

総会②での村八分扱いの言動、三度の留守宅内侵入、当該訴訟の答弁での誹謗中傷、などとは、いざれも厚顔無恥な、傍若無人な、露骨な非人間扱いです。

第二に、いざれも当たり前のことを認めない、公序良俗の偽装とみなせること

例えば、各檀家の同意書(11 号証)は典型的な公序良俗の偽装であり、また、答弁(9, 10, 12 号証)は露骨な名誉毀損であり、いざれも、その不当性や、訴えられれば敗訴することは、誰でも自明なのに、それを承知のうえで敢行した点や、なおも頑なに理由も無く不当性を否認する点が、過度不当性(有り得ない行動)であり、公序良俗を偽る狙いは明らかです。

つまり、「貴様の訴えは我々が握り潰して見せる」との、裁判所ぐるみの公序良俗の偽装を前提にした言動としか説明が付きません。

第三に、いざれも組織力の誇示とみなせること

こうした無政府状態(公序良俗の偽装の状況)が齎す脅迫効果は絶大です。

公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

また、村の集会で自ら事例紹介を妨害した、サイトウの犯行の模倣であることを仄めかして

告訴状D II

いる点は、村や郵便局との関連の示唆、つまり包囲網としての組織力の誇示と言えます。更には、恣意性一覧表に記載の各事件にも全て同じことが言え、それらの相互関連性を俯瞰・総合すれば、包囲網としての組織力の誇示と公序良俗の偽装であることは明らかです。特に告訴状D I の告訴事実3で、4人が被告になることを知り得た方法は、常時監視の結果か、裁判所からの漏洩、としか説明が付きませんが、いずれの場合も包囲網の威力です。
第四に、組織力を誇示する目的は、無言の威力脅迫の害意としか説明が付かないこと
纏めると、公序良俗の偽装による組織力の誇示と言えることから、更には恣意性一覧表に記載の他事件との相互関連性を総合すれば、石井恵子は包囲網として事前共謀して、私の留守宅への侵入に関連し、公序良俗の偽装を示唆することにより、包囲網の組織力を誇示し、もって、私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への害意の無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

また、15号証を始め、無言の脅迫の判例が幾つか存在することは、ご承知の通りです。

告訴事実2 沼田警察署の理不尽な通報対応(6号証)

2017.8.15 18:04、石井恵子の二度目の私の留守宅侵入を訴えた、私宅での通報対応において、群馬県警沼田警察署の牧島秀夫と被疑者不詳Vが、私が訴えた告訴事実1に既述の1から10の当り前の蓋然性から、石井恵子の脅迫目的の留守宅内侵入を当然に感知すべき状況に在りながら、これらを合理的根拠無く認めずに故意に感知しないことにより、摘発に必要な実況見分ないし捜査の職権を行使せず、石井恵子を隠避し、私の告訴を妨害し、被害を継続させたことは、既述の通り、犯罪捜査規範4条(合理捜査)や警察法2条などの法令違反であり、職責と訴え内容に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

また、牧島秀夫は司法警察員なのに、私の告訴状を受理拒否したことは、提出場所は規定されていないことから、犯罪捜査規範63条違反です。

この対応の主な不当性は下記の通り、まるで絵に描いたような露骨な隠蔽です。

- ①人間関係が決裂済だから正当行為ではないと、告訴状を読み上げて訴えた矢先に、その状況を確認すること無く、正当行為だと言い張ったこと(P7上、P7中、P10上、P11下)。
- ②「非常識は犯罪ではない」旨(P7下、P8中三回、P11下、P14中、P16中、P16下、P17中)は、犯罪とはすべからく非常識なものですから、露骨な虚偽ないし論理則違反です。
- ③告訴状を受理拒否したこと(P7下、P8上、P9上)は、牧島秀夫は司法警察員であり、しかも、渡す場所についての規定は有りませんから、犯罪捜査規範63条違反です。
- ④郵便局員事件の模倣犯との指摘を無視したこと(P13上)は、総合捜査への違反です。
- ⑤「接触が無いから脅迫ではない」旨は、罪状定義に直接該当しないに過ぎず、訴えた無言の脅迫の可能性(P7中、P15中)を無視しており、論理則違反です。
- ⑥「貴方が思ってるだけ」(P6下、P12上、P12中)は、お互い様なので無意味かつ無根であり、しかも、威力を示す発言類型です。
- ⑦「警察は中立」(P12中)は、事件性の判断とは別問題なので論理の擦り替えです。
- ⑧「判断根拠は経験則である」旨(P17上)は、経験則の内容を示していません。

告訴状D II

告訴事実3 当該訴訟で感知すべき事件性を無視したこと(6, 7, 8, 14号証)

前橋地裁 H30 ワ 356号 慰謝料請求事件の被告の群馬県の知事の大澤正明と同訴訟代理人弁護士の長谷川亮輔が、初回期日の2018.10.11以降現在まで、内部牽制的観点から必要な事実確認を沼田警察署の被告訴人らに行なったうえで答弁すべき、当該訴訟における国賠法上の賠償責任を担う群馬県職員として、群馬県庁(群馬県前橋市大手町1丁目1-1)での職務において、私が訴えた告訴事実2に既述の①から⑧の当り前の蓋然性から、牧島秀夫や被疑者不詳Vの職権濫用による石井恵子の隠避と脅迫を、其々、当然に感知すべき状況に在りながら、故意に感知せず、必要な事実確認ないし犯罪告発義務を怠り、同人らを隠避し、被害を継続させたことは、職責と訴え内容に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その過度不当性により、何よりも、公序良俗違反であり、信用失墜行為(地方公務員法第33条)に当る職責違反であり、告訴の妨害です。

公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反や憲法遵守義務(憲法96条)違反も疑われます。なお、大澤正明と長谷川亮輔は、群馬県警察職員である被告訴人らの職責を前提に答弁すべき立場に在り、長谷川亮輔は被告群馬県の訴訟代理人弁護士なので、みなし公務員です。その過度不当性とは、要するに、当り前のこと認めないことの反社会性であり、第一に、沼田警察署の対応には常に合理的根拠が無い、との摘示を無視しました。双方の文面審査だけで判ることです。

第二に、それが、正当業務行為ではないこと(刑事司法作用阻害性)を無視しました。
既述の通り、実質的な受付拒否であり、法令違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反なのに、原告の訴えを無視した事実は無い旨(7号証4頁)は明らかに虚偽であり、また、正当業務行為であるはずは無いのに、検査によって受ける利益は反射的利得だから原告適格が無い(7号証3頁)旨は、明らかに論理則違反です。

これらは過度不当性により、公序良俗の偽装による組織力の誇示であり、害意の表示です。

牧島秀夫、被疑者不詳V、大澤正明、長谷川亮輔、に対し其々、脅迫罪

告訴事実2により、牧島秀夫と被疑者不詳Vが、其々、私から脅迫目的の住居侵入の通報を受けた群馬県警察職員として、私が訴えた告訴事実1に既述の1から10の当り前の蓋然性から、石井恵子の脅迫目的の住居侵入を当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、摘発に必要な検査の職権を故意に行使しないことにより、隠避したことは、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、法令違反であり、人権侵害です。

告訴事実3により、大澤正明と長谷川亮輔が、其々、内部牽制的観点から必要な事実確認を牧島秀夫と被疑者不詳Vに行なったうえで答弁すべき、前橋地裁 H30 ワ 356号 慰謝料請求事件における国賠法上の賠償責任を担う群馬県職員として、私が訴えた告訴事実2に既述の①から⑧の当り前の蓋然性から、牧島秀夫と被疑者不詳Vの職権濫用による犯人隠避と脅迫を当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、答弁に必要な事実確認の職権を故意に行使しないことにより、同人らを隠避したことは、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、既述の過度不当性ゆえに、結果的に、国の刑事司法作用を阻害し、犯人

告訴状D II

隠避に繋がることは必至です。

これらを、全被告訴人の包囲網としての事前共謀による一連の無言の脅迫とする根拠は、第一に、私が訴えたのは、無言の脅迫ですから、無視すれば被害が継続するのは当たり前なので、たとえ脅迫の意図が無くても、状況と警察の職責から、不真性不作為犯に当ることです。

第二に、いざれも当り前のこと認めない、公序良俗の偽装とみなせます

特に、決裂した人間関係を無視したことや、告訴状の受理拒否による法令違反です。

第三に、いざれも組織力の誇示とみなせます

既述の通り、公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

第四に、組織力を誇示する目的は、無言の威力脅迫の害意としか説明が付きません

以上のように、対応の類型的一貫性ないし相互関連性を確率的・合理的に総合すれば、全被告訴人が包囲網として事前に共謀して、私への脅迫の意図を持って、既述の通り、私が訴えた当り前の蓋然性を、合理的根拠無く認めず、各自の職務を装って、その職権を濫用して、上記の職権を故意に行使せず、公序良俗の偽装を示唆して上記の気勢を表示し、包囲網の組織力を誇示することにより、もって、私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への害意の無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

また、15号証を始め、無言の脅迫の判例が幾つか存在することは、ご承知の通りです。

牧島秀夫、被疑者不詳V、大澤正明、長谷川亮輔、に対し其々、犯人隠避罪

告訴事実2により、牧島秀夫と被疑者不詳Vが、其々、私から脅迫目的の住居侵入の通報を受けた群馬県警察職員として、私が訴えた告訴事実1に既述の1から10の当り前の蓋然性を当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、摘発に必要な捜査の職権を故意に行使しないことにより、脅迫罪と住居侵入罪の石井恵子を隠避しました。

これは既述の通り、正当性の無い屋内侵入であることは誰でも判るはずなので、当り前のことを認めないことが、何よりも公序良俗違反であり、法令違反であり、職権濫用であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、人権侵害です。

告訴事実3により、大澤正明と長谷川亮輔が、其々、内部牽制的観点から必要な事実確認を牧島秀夫と被疑者不詳Vに行ったうえで答弁すべき、前橋地裁H30ワ356号 慰謝料請求事件における国賠法上の賠償責任を担う群馬県職員として、私が訴えた告訴事実2に既述の①から⑧の当り前の蓋然性を当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、答弁に必要な事実確認の職権を故意に行使しないことにより、公務員職権濫用罪と脅迫罪と犯人隠避罪の牧島秀夫と被疑者不詳Vを隠避しました。

纏めると、隠避された者達の罪状が、いざれも罰金以上の刑に当ることは明らかですから、全被告訴人が包囲網として事前に共謀して、隠避された者達への刑罰を免れさせる為に、各自の職務を装って、職権を濫用して、上記の職権を故意に行使しないことにより、私の告訴を妨害し、国の刑事司法作用を阻害したことは、既述の過度不當性により、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、何よりも公序良俗違反であり、信用失墜行為（地方公務員法第33条）であり、犯人隠避罪です。

告訴状D II

牧島秀夫、被疑者不詳V、に対し其々、公務員職権濫用罪

告訴事実2により、牧島秀夫と被疑者不詳Vが、其々、私から脅迫目的の住居侵入の通報を受けた群馬県警察職員として、私が訴えた告訴事実1に既述の1から10の当り前の蓋然性を当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、摘発に必要な捜査の職権を故意に行使しないことにより、石井恵子を隠避したことは、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、法令違反であり、人権侵害です。

既述の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、牧島秀夫と被疑者不詳Vが包囲網として事前に共謀して、各自の職務を装って、その職権を濫用して、私が訴えた既述の当り前の蓋然性を合理的根拠無く認めず、実質的な受付拒否の形で、既述の職権を故意に行使しないことにより、犯罪捜査規範4条や61条や警察法2条に違反して、石井恵子を隠避し、私の告訴を妨害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、公務の公正という公益を侵害したので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

関連法令の摘示 警察関係は告訴状A、A II、B II、C II等と同様なので省略します。

証拠方法 証拠説明書D Iに記載の1から15の全号証

附属書類 証拠説明書D Iと全書証と被害届2018と恣意性一覧表

以上

告訴D II証拠説明書 2020

番号	標目	媒体等	立証趣旨
1号証 (D I -甲1)	20170212 20:16 住所地区の構造改善センターでの地区集会の録音の反訳書	プリント原本 USBメモリー 20170212 私が作成	立証すべきは、 <u>村八分の状況</u> です。 <u>★1～3号証共通の不当性の説明</u> 住所地区(吉平:よしだいら)の構造改善センター(群馬県利根郡みなかみ町上牧3034) 1 私が <u>発言中に、帰宅したこと</u> 2 私が <u>発言中に、議題が不適切との因縁により妨害したこと</u> 3 私が <u>発言中に、後回しにさせるよう煽動したこと</u> 4 <u>2の模倣発言をしたこと</u> 5 私が <u>発言中に、集会を終わらせるよう煽動したこと</u> 6 <u>皆で当たり前のことを否定したこと</u> ①獵銃脅迫事件(1、3号証)、②郵便局事件(3号証)は、 <u>いずれも、「次は自分の番かもしれない」と身の危険を感じて当然。</u> 無視できない巻き添えの惧れを皆で無視したことは、 <u>村という基礎的共同体として有り得ず、包囲網を示唆</u> しています。
2号証 (D I -甲2)	20170416 19:08 地区センターでの集会の会話録音の反訳書	プリント原本 USBメモリー 20170416 私が作成	立証すべきは、 <u>村八分の状況</u> です。 私が <u>発言中に、後回しにさせるよう煽動したこと</u> (石井恵子)
3号証 (D I -甲3)	20170416 20:18 地区センターでの集会の会話録音の反訳書	プリント原本 USBメモリー 20170416 私が作成	立証すべきは、 <u>村八分の状況</u> です。 私が <u>発言中に、議題が不適切との因縁を重ねたこと</u> (石井恵子)、 私が <u>発言中に、集会を終わらせるよう煽動したこと</u> (鈴木正春)(石井恵子)、 鈴木通夫の <u>模倣発言</u> によって威力を示したこと(石井恵子)、 <u>当たり前の蓋然性を否定したこと</u> (小林時雄)(石井恵子)
4号証 (D II -甲6)	20170213付 石井恵子発行の領収書	コピー 20170213 私が作成	立証すべきは、 <u>一括前払いの事実</u> です。 菩提寺の会費2年分、計12,000円の領収書です。 <u>このような一括前払いは、おそらく前例は無いので、理由に触れざるを得ず「他人に出入りされたくない」と告知しました。</u> 同年2月の砂防ダムの建設説明会の際に、ついでに世話人の引継と一括前払いを行いました。
5号証	20170429 19:38 石井恵子との通話	USBメモリー 20170429	立証すべきは、石井恵子が私の留守宅内に祈祷符を置き去った(一回目の住居侵入)事実です。 「はい、私が置きました」と答えていました。

告訴D II証拠説明書 2020

(D II-甲7)	録音	私が作成	
6号証	2017.8.15 18:04 私の自宅での沼田 警察署の牧島秀夫 と被疑者不詳Vと の会話録音の反訳 書	USBメモリー プリント原本 20181022 私が作成	立証すべきは、告訴事実2の、 <u>牧島秀夫と被疑者不詳Vの狂気の判断</u> です。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)詳しくは告訴状の通り、 <u>石井恵子の二回目の脅迫目的の住居侵入</u> を通報し、現場検証を要請しました。 <u>最大の焦点が崩壊済の人間関係(村八分の状況)</u> であるのは明らかなのに、抗議しても、一切確認しないまま事件性無としたことは、 <u>判断できるはずが無いので、論理則違反の致命的な過失</u> であり、 <u>故意の隠蔽</u> です。 <u>①★読み上げた告訴状のうち、特に村八分の状況を一切無視して、正当行為だと言い張ったこと</u> (P7上、P7中、P10上、P11下) <u>②★「非常識は犯罪ではない」旨の露骨な虚偽を頑なに重ねたこと</u> (P7下、P8中三回、P11下、P14中、P16中、P16下、P17中) <u>③★告訴状を受理拒否したこと</u> (P7下、P8上、P9上) 牧島秀夫は司法警察員ですから、犯罪捜査規範第63条違反です。 <u>④ 郵便局員事件(C II-1号証)の模倣犯との指摘を無視したこと</u> (P13上) またしても牧島秀夫です(P16下、P17下)。 <u>⑤ その他にも以下の詭弁を多用したこと</u> 何一つ合理的根拠になっていません <u>無言の脅迫を否定する根拠が有りません</u> (P7中、P15中) <u>無言の脅迫の判例を知らずに警察は務まりません</u> 。 <u>「貴方が思ってるだけ」</u> (P6下、P12上、P12中) 無根 お互い様なので無意味 威力を示す発言類型です <u>「警察は中立」</u> (P12中) 事件性の判断とは別問題です。詭弁 ★「(被疑者不詳V)合理捜査が判らない」旨(P14中) <u>「判断根拠は経験則である」旨</u> (P17上) 経験則の内容を一切示していません
(B-甲8)			
7号証 (告訴C II-6号証)	平成30年10月4日付 の被告群馬県の答 弁書	コピー 20181004 群馬県作 成	立証すべきは、 <u>群馬県の事件性の認識異常(隠蔽)</u> です。 前橋地裁 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件の答弁書です。 <u>「群馬県警は、原告の訴えを無視したことなど一度も無く、常に、必要な捜査を行ったうえで、誠実かつ真摯に対応しており、</u> <u>また、捜査によってもたらされる利益は反射的利益なので、原告適格が無い</u> 旨の答弁であり、私が訴えた恣意性の数々を、 <u>実質的に一切無視しており、合理的根拠を全く示そうとしない態様が尋常ではありません(過度不当性)</u> 。 <u>言い換えると、刑事的観点が、毎回常に、一切欠落しており、それは文面上だけで判るはずなので、極めて犯罪的です。</u>
8号証 (告訴C II)	平成30年11月13日 付の牧島秀夫の回	コピー 20200325	立証すべきは、 <u>牧島秀夫らの対応の不合理性</u> です。 前橋地裁 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件の答弁書の証拠です。 <u>「住居侵入を立証できるものが無い</u> 旨については、既に訴えた事件性だけで充分な状況証拠なので、「 <u>筆跡鑑定を行う必要性</u>

告訴D II証拠説明書 2020

-2号証)	答書	私が作成	<u>が認められない</u> も「現場で行えることは無い」も、 <u>経験則違反による論理則違反</u> です。
9号証	鈴木通夫、小林時 雄、鈴木政治、石井 恵子の、令和元年9 月12日付の一審1回 目準備書面	コピー 20200425 私が作成	立証すべきは、前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の答弁における、 <u>4人の私への公然たる誹謗中傷</u> です。 <u>理由の有る訴えに対し、誹謗中傷ばかりで理由を一切示さない否認の答弁の態様が尋常ではなく、威力脅迫の害意の表示</u> です。 (1頁)「今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません。」 (3頁)「被害妄想も、はなはだしい限り」 この書面には当初、 <u>題名も日付も記名も捺印も</u> 頁も有りませんでした。 私が要求して、期日にその場で署名させたものです。 このように、たいした常識振りです。
10号証	4人の令和元年10月 23日付の一審2回目 準備書面	コピー 20200425 私が作成	立証すべきは、前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の答弁における、 <u>4人の私への公然たる非人間扱い</u> です。 日付無し。 <u>理由の有る訴えに対し、誹謗中傷ばかりで理由を一切示さない否認の態様が尋常ではなく、威力脅迫の害意の表示</u> です。 (2頁)「 <u>思考能力を疑わざるをえません</u> 」 (3頁)「 <u>裁判というものをもて遊でいるように思えてなりません</u> 」 こうした、全人格を否定するような言動というものは、意味としてすべからく、人格的生存への害意であることを免れません。
11号証 (D II-甲8)	令和元年12月8日付 の近隣の各檀家の 同意書	コピー 20191208 石井恵子 が作成	立証すべきは、 <u>村人達の共謀の意図</u> です。 <u>菩提寺を同じくする、私と石井恵子を除く5檀家の同意書</u> です。 <u>当吉平地区では留守宅に配り物を置くのは普通だ</u> という趣旨ですが、 <u>物の紛失の場合の嫌疑の懸念などを考えれば、決してそんなことは無く、現に、前任の世話人だった私は一度も立入っておりません。</u> 石井恵子の無断の留守宅内侵入は、憲法の憲法と 言われる、憲法13条の <u>個人の尊厳ないし自律権の侵害</u> なので、 <u>このような部分社会の法理が成り立つ余地は無く、立憲民主制に</u> 反する主張であることも自明ですから、 <u>村人達の共謀の意図を暗示</u> しています。 また特に、石井恵子は教員ですから、立憲民主制を知らぬはずもありません。
12号証	鈴木通夫、小林時 雄、鈴木政治、石井 恵子の、令和2年4月 8日付の控訴答弁書	コピー 20200425 私が作成	立証すべきは、東京高裁R2ネ740慰謝料請求控訴事件の <u>控訴答弁</u> における、 <u>4人の私への公然たる非人間扱い</u> です。 <u>理由の有る訴えに対し、誹謗中傷ばかりで理由を一切示さない否認の態様が尋常ではなく、威力脅迫の害意の表示</u> です。 (5頁)「私どもからすると精神的疾患があると思えてなりません。」 (説明)厄介者を皆で狂人扱いして難を逃れようとするのは、世の常です。 このように、抗議しているそばから益々激化させている点が、 <u>包囲網の威力脅迫の特徴</u> です。

告訴D II 証拠説明書 2020

			また、再三の指摘にも拘らず、この書面にも、 <u>日付も頁も有りません。</u> たいした常識振りです。
13号証	令和2年4月13日付 の石井恵子事件の 判決	コピー 20200429 私が作成	立証すべきは、 <u>前橋地裁H31ワ183慰謝料請求事件の判決の不当性と、石井恵子の留守宅内侵入の事実認定</u> です。 (2頁)石井恵子は <u>一回目と二回目は認め、三回目は否認</u> しており、判決もこれを支持しています。 訴状に記載した10の恣意性を無視し、 <u>全てが根拠無く、石井恵子の主張通り</u> であり、極めて片手落ちな判決です。 ① <u>村八分の存否</u> については <u>信心とは別問題</u> であるから、 <u>世話人としての正当行為</u> である。 → <u>決裂した人間関係を無視</u> ② <u>自律権侵害</u> なので <u>部分社会の法理など通用しない</u> し、 <u>盜難の嫌疑</u> の懸念も有るので、 <u>同地区でも決して通常ではなく、当該同意書は村人の共謀の証左である</u> 、との私の主張を一切無視して、 <u>同地区では留守宅内に配り物を置くのが通常である</u> 。
14号証	宇都宮地裁 H13(ワ)199損害事 件 判例の抜粋	コピー 20181015 私が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>反射的利害の例外(超える場合)</u> に言及しています。 <u>裁量範囲の逸脱(誤認)</u> による <u>人権侵害</u> の場合や、 <u>裁量範囲内でも過失による人権侵害</u> の場合、には例外となります。 具体的には① <u>生命の危機の訴え</u> の場合や、② <u>職務上の故意又は過失</u> が有る場合、と思われます。 <u>本件も該当します。</u>
15号証	村八分の通告が自 由と名誉への脅迫 (判例の摘示)	コピー 20190210 私が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当る</u> とした判例です。 <u>大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋</u> 本件は <u>村八分の無言の実行行為</u> と解釈できると思います。

20170212 20:16 住所地区の構造改善センター(群馬県利根郡みなかみ町上牧3034)での集会の録音の反訯書

(鈴木 通夫) や、鉄砲の、鉄砲

(私) や、許可される話じゃないもん。

(鈴木 通夫) え?

(私) どうぞ、

(鈴木 通夫) や、レコーダー取るんだら話さないよ。

(村人) ちょ、すいません、

(私) 何で? その理由を、言って下さい。その理由を話してください。レコーダー録る、録るなら何で話せないん? 何で話せないん?

(鈴木 政治) 組頭に用事が有るんだよ、

(鈴木 通夫) え? ちゃんと組頭の、発言する人の許可を取らないと、

(私) だから何で許可取る必要があるん? 普通の話でしょ? 私や記録、記録したいだけなんですけど?

(鈴木 通夫) 普通の話じゃないですよ、普通の話じゃないですよ、

(私) 普通の話ですよ、どこが普通の話じゃないん?

(鈴木 通夫) だって、りよ、猟友の人だって、ちゃんと国から免許持つてやってるんでしょ?

(私) いやいや、自分も同じ目に遭うかもしないんですよ?それを放置しとけるんですか?

(鈴木 通夫) だって、ちゃんと猟友会の許可証持つた人達がやってることによって、吉平だけでそんなことで決議をするなんてできないでしょ?

(私) いつ何時貴方の後ろに忍び寄って、耳元でドカンとやるかもしれないんですよ?

(鈴木 通夫) そ、そんな人じや猟友会免許取れないでしょ? 持てないでしょ?

(私) だから、発砲自体はじ、事実なんですよ?

(鈴木 通夫) そら、たまたま、そうゆうことが有ったって、でしょ? だ、イマ、イマイさんを狙つて鉄砲を発砲したわけじゃないでしょ?

(私) だから問題なんでしょ?

(鈴木 通夫) なんで?

(私) 私を、個人を狙つてるんだったら皆さんは安全ですよ。逆にそうじゃないから問題なんですよ?

(鈴木 通夫) だって山に入つて猟友会してて鳥が出たりなんかしたら撃つよ?

(私) あの、私のはな、お話してある内容から考えて、そうゆう感想になるはずがないんですけど? 身の危険を感じるのが普通だと思いますが? 普通の村人だと思いますけどね? どうなんですか?

(鈴木 通夫) それは村で決議する問題ではないでしょ?って、

(私) どうしてなんですか?

(鈴木 通夫) 自分でその、猟友会だら

(私) 自分が、ご自分だって、そうゆう目にいつ何時遭わされるかもしれないんですよ？ そうですよね？

(鈴木 通夫) そんなこと考えたら車だってどこだって歩けねえじゃん？ 車がいつ飛び込んで来るかわからんねえじゃん？ それじや。 それと同じじやん？

(私) あ、同じなんですか？ へええ。

(鈴木 通夫) 同じだっぺ？ 鉄砲だってちゃんと許可得て、車の運転士だって

(私) じゃ、いつ何時、いつ何時、あの、私と同じ目に遭うかもわからんないのに、いいんですか？

(鈴木 通夫) だ、車の免許と同じでしょ？ って

(私) 放置しとくんですか？

(鈴木 通夫) や、放置じやないでしょ？ じゃ、車の免許持ってる人が車が来たら乗る権利が有るじやないですか？

(私) いや、もちろん取り締まらない警察が一番悪いんですよ、悪いんだけども、何もしなければ自分も身の危険が及ぶかもしないんですよ？

(鈴木 通夫) だから、議長さんと約束したでしょ？

(私) どうしてですか？ 身の安全について相談するのが当たり前の、あの、近所付き合い一つうか、ですよね？

(鈴木 通夫) いや、だって身の安全なんて、誰も無いもん。だって獵友会の人達が何でさつきからこの、あの

(私) 誰も無い？ どうして無いんですか？ どうして無いって言い切れるん？

(鈴木 通夫) だって、いいき、無いもん。

(私) いや、だから、発砲されたんも血だらけんなってたのも事実なんですよ？

(鈴木 通夫) 血だらけ？ 何？ イマイさん、イマイさん、

(私) どうしてご自分がいつなんどきそういう目に遭わないって言い切れるんですか？

(鈴木 通夫) だって、血だらけって、イマイさんがなったの？

(私) はい？

(鈴木 通夫) イマイさんがなったの？ 血だらけに。

(私) ええ、いやいや、道が血だらけに、通り道が血だらけ。だからそもそもね、何の為に道まで持ち出して捌く必要が有るのか？ とゆうのを突き詰めたら、完全に事件なんですよ。

(鈴木 通夫) 事件だったらそれは個人的に、こうゆうのが有ったから、獵友会の人に自分で申し込んだらいいんじゃないの？ 自分で。

(私) いや、申し込むとかじゃないですよね？ 刑事事件として、刑事事件として、実刑 10年は絶対下らないですよ、まともに判断されれば。

(鈴木 通夫) 何で刑事事件なの？ それが。何で刑事事件なの？

(私) 脅迫だからです。

(鈴木 通夫) 何で脅迫？ 誰を脅迫したん？

(私) はい？

(鈴木 通夫) 誰を脅迫したん？

(私) おかしなことをおっしゃいますね? 鉄砲で撃たれて、その10日後に通り道、血だらけにされたら、当然あのグループがやってるんだろうなと考えるのが普通でしょ?

(鈴木 通夫) いや、いや、いや、脅迫

(私) 違うんですか? 普通でしょ? 普通でしょ? 違うんですか?

(鈴木 通夫) その話はだって、その人達がやったか誰がやったかわからないじゃん?

(私) や、わかんないでしょ? やってるかもしないでしょ?

(鈴木 通夫) わかんなかつたら、だ、脅迫も何も無いじゃん?

(私) 無いって何で言い切れるん? いや

(鈴木 通夫) 誰がやったのかもわかんないのに、

(私) 脅迫だと感じないんですか? それを。

(鈴木 通夫) 感じないね。 だって誰かわかんないもん、

(私) へええ、詭弁もいいとこですね?

(鈴木 通夫) だから、こんなとこでやるんじゃなくて個人的にやってください。村でやる問題じゃないよ、それは。

(私) いや、だから、村でやる問題だから言ってるんでしょ?

(鈴木 通夫) 何で村でやる問題?

(私) 身の安全に関する共通の情報だから。違いますか?

(鈴木 通夫) 違わないよ。だって片一方はちゃんと許可証持ってやるんだよ? 車を運転している人と同じだよ?

(私) だから、そうゆう危険な行為をするハンターだったら排除すべきでしょ? 違いますか?

(鈴木 通夫) だから、それを村でやる話じゃないでしょ?

(私) どうしてひとごとだと? そんなひとごとのような話ができるんですか?

(鈴木 通夫) はあいいや、帰るべえ。

(村人) はい、もういいよ、帰りましょう。

(私) 録れましたから。

以上

20170416 19:08 住所地区の構造改善センター(群馬県利根郡みなかみ町上牧3034)での集会の録音の反訳書

(村人) かけて具体的にそうゆうもんが無えから、だから、この組頭が予定してはる議題を先行させてもらったほうがいいと思うんですけど?

(鈴木 和男) そうですよね?

(村人) はい、

(私) 途中で帰らないんだったらそれでいいですよ? 途中で帰るっての、問題外ですよ? ねえ、民主主義じゃないよね? 元々、ね?

(小林 時雄) ふふん、何が民主主義だよ。

(村人) だって、用事が有ればしょうがねえんじゃないですか?

(私) 相手の人格を完全に否定してらいね? それ。発言始めたら帰っちゃうつうのはさあ。違います?

(小林 時雄) ふふふん、

(石井 恵子) じゃ、民主主義だったら、総会の議題に則ってやってから、最後にやるべきじゃないでしょうか? それが一番の民主主義だと思います。

(私) ですから、理由は言ってるじゃないですか? 逃げられちゃ困るから最初にやってるんですよ、このあいだみたいに。逃げら、逃げた人が居るから。実績が有るから言ってるんですよ?

(小林 時雄) 逃げられるようなこと言うからだろ?

(私) 何で逃げられるようなこと言うん? どこが? どこがだい? 言って、言ってごらん?

(小林 時雄) 聞きたくないことは聞きたくない。

(私) なんで聞きたくない? なんで聞きたくないんだい? その理由を言ってくれ、なぜ聞きたくないの?

(小林 時雄) へへ、理由なんか無えんだよ。

(私) はい? あの、録音されてますよ?

(小林 時雄) 録音なんかしたって関係ねえよ、何言ってるん?

(私) なんで理由が、じゃあ、なんで理由が無えんに帰るんだよ?

(石井 恵子) 議題をやりましょう。議題を進めましょう。

(鈴木 和男) 議題を進めます、よろしいですかね?

(村人) はい、お願いします。

以上

20170416 20:18 住所地区の構造改善センター(群馬県利根郡みなかみ町上牧3034)での集会の録音の反訳書

(私) ええ、時雄さん 50%です、有罪確率。

(小林 時雄ほか) ふふふ、

(私) いや、ふふふじやなくて、異常でしょ? その対応、態度が。共通の身の危険に関するお話をしているんですよ? どうしてそうゆう対応なんなるんですか? 異常な村人さん達? あの、お一人お一人、あの、締出しについてご意見をうかが、伺いたかったんですが、じゃ、まず、前組頭、何で、何での、私の提案を無視されたんですか?

(石井 悅寿) 提案、無視って?

(私) 提案無視って、元旦に行って、次の集まりでこうゆう提案をしますから、って申し上げましたよね? それをなぜ意図的に無視されたんですか? 終わらせようとしたよね? だ、3人とも異常です、対応が、今申し上げた、この件については。共通の身の危険の話なんですよ? ええ、そうゆう、ですから、内容から言って、忘れたとかゆう、通らない話だと思います。忘れたつてもそれは認められない、たぶん。だから 70%と言ってるんです。ええ、それで、ええ、お一人お一人、その、該当獣銃グループのこの地区からの締出しについてご意見を承りたいんですが? それがそもそも私の趣旨です。それを鈴木通夫さんが妨害したんです。よろしければ、新組頭からご意見賜りたいんですが?

(鈴木 和男) あのう、締出しつのはどうゆうことなんだかよくわかんねえんで、

(私) いや、どうゆうことって、危険な行為をするハンターを近寄らせたくないという趣旨です。

(鈴木 和男) ここは、その、鳥とか獣の、なんかなってるんでしたっけ? 保護区とか。

(村人) 保護区にはなってねえですね、保護区にはなってねえと思います。

(鈴木 和男) なってねえよね?

(小林 時雄) 保護区にはなってねえし、詳しいことはわかんねえけど。なってたって撃たねえ、そうゆう人が入って来たら、別に鉄砲撃たないことないよ。どんな人が入って来たっていいんだから。

(鈴木 和男) いいんだよね?

(小林 時雄) うん、

(鈴木 政治) 来んなとは言えねえやな。

(村人) はい、

(私) いや、そら拘束力は無いですよ、だけど、同じ目に遭う危険を皆さん抱えるわけですよ? それを放置しといいていいんですか?

(小林 時雄) や、放置し、してるわけじゃなくて、そら、

(鈴木 和男) ほ、法律で決めてもらわなければ駄目だで。

(鈴木 政治) それはさあ、放置してるんじゃなくて、それはあれ、通達がしてあるんじやねん?

(私) はい? あの、日本語を明瞭にお願いします。

(鈴木 政治) 猿友会じゃねえけどさあ、そうゆうのはきちんとしてるんじゃねん?

(私) 何がきちんとしてるん?

(鈴木 政治) 町自体でさあ、たとえばさあ、

(私) いや、だからさあ、真近です、30mで発砲されてんだよ? まず。その後二週間後、道、血だらけにされてんだよ? その後更に猪の死骸二回置か、置かれてんだよ? 貴方がたのねえ、対応、あの、態度がおかしいです。この中に、その中に、絡ん、その件に関与している人間が居るんだろう? そう、そう思われますよ、皆さんのは態度は。

(鈴木 政治) そうゆう人をさあ、だけど撃てる

(私) 発砲自体はハンターだったけど、通り道の件は村人かもしんないと私は思ってますよ。

(真庭 高広ほか) 通り道の件?

(鈴木 政治ほか) 村、な、意味わからんねえ、

(小林 時雄) 意味わからんねえこと言ってんじやねえよ、ねえ?

(私) だから、通り道が血だらけだったんです。物凄い血だらけ、

(小林 時雄) それがなに、村人が関与してるつつうんかい?

(私) 可能性は充分有りますね、

(小林 時雄) 証拠も無えような事を言うんじやねえんだよ、だから。

(私) や、だから証拠は、証拠はこれから挙げるんですよ。

(鈴木 政治) や、証拠は、

(小林 時雄) や、証拠は挙げたら、そらだから、

(私) や、態度がおかしいから、そうじやねえか? と推測してます。

(小林 時雄) そうゆうことじやないだろ、こら。

(私) ほら、おかしなこと言い出した、どうして? 共通の身の危険に関する話でしょ?

(小林 時雄) (鈴木 正春) 共通の危険じやねえよ、そんなことは。

(私) 何で?

(小林 時雄) 身の危険を感じねえもん。

(真庭 高広) 身の危険を感じてる人つつうんは少ねえんじやねえんかな?

(小林 時雄) 身の危険を感じてる人、居ねえよ、誰も。豊さん一人だけだよ、そんな。

(真庭 高広) そうだと思うよ?

(私) あ、どうぞ、どうぞ、そうゆうご意見だったら、ああ、もう出、出ましたね、あと、まだ話してないかたは?

(鈴木 和男) わかんねえから、話しようがないもん。

(私) 異常な反、お答えを二件いただいてますけど?

(鈴木 政治) 異常? 当然だよ、そんなもんは。

(鈴木 和男) それだけです、私の判断は。だから、具体的にわかんねえから何とも言ってみようがない。

(私) 具体的にわかんねえって?

(鈴木 和男) 血だらけってのは何がその、血だらけ? 身の危険を感じたつのは誰が感じたのか? 部落で皆が感じてれば、そら、皆で相談して、あの、県なりお願ひに行くだ

ろうけども、それがわかんない。

(私) ん? 何が血だらけって、血だらけって言ったら血だらけじゃねん? 何がわからないん? わかるうとしないん?

(鈴木 政治) わかることならあれだけど、

(鈴木 和男) 猪

(私) 血だらけって言って、他に何か思い当たる物が有るん? 血だらけですよ、真っ赤つかですよ、道が。雪の上の通り道が。

(村人) だって獵友会がもつたり色々してるわけださ、

(鈴木 政治) それで国で決めてあることだもん、無えだっべ。

(鈴木 和男) 血だらけなんは村人が何か関係有るんかい?

(村人) それがわかんねんだよ、

(鈴木 和男) その血だらけにしたのは?

(私) や、だから、死骸が有った場所と 20m 離れてるんですよ? わざわざあの、私の通り道まで持ち出して捌く必要どこにも無いんですよ?

(鈴木 和男) それが、村人と

(私) そこにありありと意図を感じるんです、脅迫の。感じないですか?

(鈴木 和男) それはだけど、村人が関係有るんかね? それは村人が

(私) 関係無いんかね? 関係無いんかね?

(鈴木 和男) や、だけど、血まみれでわかんねえから、

(小林 時雄) 証拠が有るんかい? へへへ

(鈴木 政治) 言ってやれよ、

(鈴木 和男) 私の意見そこまでです。

(私) はい、

(鈴木 政治) 組頭、とりあえずこの件は吉平組のことは終わったんかな?

(鈴木 和男) あとはだから、役員会議と伍長会議が一緒に有るんで、この総会として閉めれば、その、そっちの会議に移りてえんですけども。

(鈴木 政治) 総会これで閉めるなら閉めて。

(鈴木 和男) この議論、今の、イマイさんだっけ?

(私) はい、だ、お一人お一人、意見を承りたいと言つて私の意見をまた無視するんでしょうか?

(鈴木 和男) うん、それ皆さんの意見で、私が一人で決めらんねえから、皆さんにその、個人的な意見じやなくてこの会議をどうしましようか? って意見は皆さんに聞きますよ、うん。 だけど、イマイさんの今言ったことが、皆さんがどうに考えるか? は私はわかりません。

(私) ま、強制はできないですが、あの、まだ発言してないかたで発言していただければあります。

(鈴木 政治) 組の会議を終わりや、私、帰らしてもらうよ。

(鈴木 和男) だ、総会として締めていいかどうかも、ちょっと俺、判断、この

(私) ええと、それからもう一つ、新たな脅迫事件が起っています。郵便局員が声掛けせずに、私の寝ている間に忍び込んで荷物を置いて行きました。それには過去の殺人事件が絡んでいます。これも脅迫です。要はまあ、イメージ的にはストーカー行為としてわかりやすい行為だと思いますけども。そうゆうのが

(石井 恵子) じゃ、郵便局のほうへ言ってもらって、ここで言う事じゃないと思いますよ。

(私) どうして、ここで言う事じゃないん? 貴方も、貴方もそうゆう目に遭う、遭う可能性が有るんですよ?

(石井 恵子) 違います、違うと思います。

(私) 何で違うんですか? どうして違うんですか? おかしいでしょ?

(鈴木 政治) ってるんじゃねえよ、

(石井 恵子) おかしくないですよ。

(私) 言ってることがおかしいよ、私は共通の身の危険について情報を共有しているだけです?

(石井 恵子) 皆さん、他の人達は身の危険を感じてません。

(私) 何を言ってるん?

(真庭 高広) 感じてない。

(私) おかしな、おかしなことばっかり言ってんじゃねん?

(鈴木 政治) ことじやねえよ、それはさあ、

(私) おかしなことばっか言ってんじゃねえよ。

(鈴木 政治) 誰がおかしなこと言ってる? おかしなこと言ってんじゃねえよ。

(私) 貴方がおかしいの、貴方がおかしいです。

(石井 恵子) 総会を終わりにしましょう。

(鈴木 正春) 総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は。

(鈴木 和男) 皆さん、総会、終わりでいいですか?

(私) はい、充分録音さしていただきました、ありがとうございました。

以上

20181022 今井豊

2017.8.15 18:04 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)での沼田署・牧島秀夫と被疑者不詳Vとの会話の録音の反訳書

(私) はい。

(被疑者不詳V) 沼田警察署です。

(私) はい。

(被疑者不詳V) こんにちは、いつもお世話になってます。

(私) ご苦労さまです。

(被疑者不詳V) 通報いただいたみたいなんですけども。

(私) はい。

(被疑者不詳V) ご本人様でよろしいですか?

(私) はい、どうぞ。

(被疑者不詳V) ちょっと待ってください、ちょっと、車って?

(私) はい?

(被疑者不詳V) どつか置く場所って有りますかね? あそこ、あの、線が、線でゆうかロープが張ってあって中入れないんで、どう、どうすればいいのかな、なんて思ったんですけど?

(私) ロープ外してもらってもいいし、あの、すぐ上の、あの、自販機の有るとこのスペースが一番いいかなと思います。

被疑者不詳V) 大丈夫、横に停めちゃって大丈夫ですか?

(私) はい。

被疑者不詳V) 入って大丈夫ですか?

(私) あ、どうぞ。

被疑者不詳V) すいません、失礼します。で、通報内容的には?

(私) はい、

被疑者不詳V) 何かあの、届いた、勝手に届いたみたいな?

(私) あ、これなんです、この状態で置いてあったんですね。

被疑者不詳V) あ、はい。

(私) あ、ええと、お一人ですか?

被疑者不詳V) いえ、違います。もう一人居ます。車停めに、停めて来ます。

(私) ちょっと蚊取り線香つけて、

被疑者不詳V) 何ですかね? これは。

(私) それは菩提寺の、あの、領収書ですね、領収書と、まあ、会報。

被疑者不詳V) ちょっと見ていいですか?

(私) どうぞ。

被疑者不詳V) 会費。

(私) 先月、あの、護持会費っていうのが、集める月だったんで、それの、まあ、領収書ですね。

被疑者不詳V) ふうん。で、これいつも誰が届けてるんですか?

(私) それは世話人が配ってます。

被疑者不詳V) 世話人てゆうのは?

(私) あのう、ま、二年、二年おきに、その、檀家が持ち回りで務めてます。

被疑者不詳V) ふうん。

(私) 二年交代、二年任期。

被疑者不詳V) 会費と広報みたいなんですか、これは?

(私) ええ それ必ずくれるんで、それもまあ、ついでに配ってます。

被疑者不詳V) これ、ちと、読み方、け、けんめいじ?

(私) はい。

被疑者不詳V) 建明寺。

(私) はい、みなかみです。

被疑者不詳V) 建明寺の会費三千円と、

(私) ええ、

被疑者不詳V) あと広報が届いたってことですね?

(私) はい、

被疑者不詳V) で、これ、勝手に届いたってゆうのは?

(私) 勝手に届いたってゆうか、置いて在ったんですね。

被疑者不詳V) 置いて在った?

(私) 留守中に。

被疑者不詳V) 誰が届けたんですか?

(私) いや、世話人のその石井恵子さんですね。

被疑者不詳V) 世話人?

(私) ええ。

被疑者不詳V) 世話人が届けたんですか?

(私) はい。

被疑者不詳V) ふうん、この二つが、会費と、

(私) 世話人てゆうのが二年任期で、彼女は4月からその世話人なんですよ。

被疑者不詳V) はい。

(私) その世話人の前任は私なんですけど、

被疑者不詳V) はい。

(私) 私が彼女に引き継いだんです。

被疑者不詳V) で、鍵は?

(私) 鍵は、あの、かけられるんだけど、その鍵そのものがどこ行っちゃったか、無いん。

私の両親がどっかに、しまいこんじやったんだと思うんですが。

被疑者不詳V) じゃ、出る時は空けて行くってことですか?

(私) うん、だから鍵は、つい、仕組みとしては掛けられるんだけど、その、鍵そのものが無いんで、使いようがないと、そういうドアなんですよ、で、しょうがないんであの、しょ

うがないんでじやなくて、彼女は、これ、同じことを、二回目なんですよ、今日で。
(被疑者不詳V) はい。

(私) 一回目の時に、こういう告訴状を作つて、5月2日に、あの、刑事課の南雲さんに提出してます。 ただ、受理しているという認識があるかどうかわからんけども、そのレベルアップ版がこれです。

あの、たつた3頁ぐらいなんで、あの、お読みいただければ、と思うんですけども?

(牧島秀夫) ううん、あの、来てくれつんで来た、な、な、何で呼んだの? 今日は、おまわりさんを。警察官をここへ呼んだ理由は何なんですか?

(私) や、現場検証です、現場検証。不法侵入の現場検証です。

(牧島秀夫) 不法侵入?

(私) ええ、私が、あの、四時半から五時半ぐらいまで、あの、風和の湯という、上牧温泉に、行つて、たつた一時間の間にこれを置いてつたんです。

(被疑者不詳V) でも、あれじやないですか、出る時に鍵閉められないのであれば、広報とか届けるつて方だったら、コンコンとやって居なければ、じゃ置いてきますよ、ぐらいはやんないんすかね?

(私) 留守宅には普通入んないですね、常識的に。 まず常識的には入らない、それは当たり前に。

それと、屋外にポストが有る。

(牧島秀夫) り、り、隣保班なんだろう?

(私) え?

(牧島秀夫) 隣保班の人なんだろう?

(私) 隣保班?

(牧島秀夫) 一緒の、この、地区内の人なんでしょう? それが置いてつたつって怒つてんの?

(私) いや、だから、怒る理由があるんです。読んでください。読んでください。もう殺し合ひ寸前だから。

(牧島秀夫) んん?

(私) こんなことができる間柄じゃないんですよ。

(牧島秀夫) 意味わかんねんだよな、 ほいしょ。

(私) 私が読み上げましようか? 一から。

(牧島秀夫) いやいや、だってこれ名前が違うけど?

(私) それは私の、え?

(牧島秀夫) ゆ、豊さんてなつて、これ恵子さんてなつてるけど?

(私) その恵子さんが、あの、侵入者です。

(被疑者不詳V) これ今回持つてきたであろうって人ですか?

(私) ええ。

(牧島秀夫) であろうって人だよね? 留守だったんだもんね?

(私) いや、前回は、前回

(牧島秀夫) 前回じゃなくって、今回の話だよ。

(私) 前回は、それを後から電話かけて録音してます。 はい、私が置きました、って録音されてます。

(牧島秀夫) それで、だから何、現場検証で呼んだの?

(私) ええ。

(牧島秀夫) こ、これは、だって、俺は刑事じゃねえけど、

(私) ええ。

(牧島秀夫) 警察官として、同じ隣保班の人でさあ、物を届けたのに、それを刑事事件なんつたって、誰も喰わねえでしょ? そんなもの。

(私) だから、それは書いてある通り、そんな理屈が、口実が通るような間柄じゃないんで、状況じゃないんで。

(牧島秀夫) よくわかんねんだいなあ。

(私) たった3頁なんで、私が一から読み上げましょか? ね。

(牧島秀夫) うん、読んでみて、うん。

(私) ね、ええ、それと、もう一つ、もしこれが事実であれば、もう決定的なんですが、ええ、来たる9月5日の公判に、彼女を証人尋問する手配をしてます。

その案内が既に行っているんであれば、まさにこれは意図的な侵入になります。

(牧島秀夫) そら、知らねえって。

(私) しょ、これがその証人尋問の内容です。

(牧島秀夫) だからそれ、俺んちの書類でも何でもねえじやん、だって。

(私) や、それはそうですよ。

(牧島秀夫) 裁判所はなに、受理してるの、それを?

(私) あ、しますよ、ええ、要件事実、住居を侵す罪 ええ、4月29日15時頃、

(牧島秀夫) いつの4月ですか?

(私) 今年の。

(牧島秀夫) はい。

(私) はい、被告人は脅迫の意図を持って、告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈禱符を居間のコタツの上に置き去りました。

被告人は留守宅侵入の理由として「祈禱符が雨水に濡れるのを心配した」と主張していますが、告訴人の軒下のつ、郵便ポストでも通常の雨なら濡れる懸念はありません。

それよりも、詳しくは録音の通りですが、この時点での村人関係が既に極めて敵対的に悪化しており、いかなる理由があろうと、無断で留守宅に立ち入れるような状況ではありませんでした。

つまり世話人、被告人は世話人という立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。 正当な理由の無い住居侵入であると思います。

次、威力による脅迫の罪

ええ、4月29日15時頃、被告人は脅迫の意図を持って告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈禱符を居間のコタツの上に置き去りました。

この住居侵入は同月5日の沼田郵便局員による告訴人住居侵入を意図的に模倣したものであり包囲網の威力による脅迫行為と思われます。

脅迫の意図は「このように我々はいつでもお前の不意を突けるのだよ」ということだと思います。

これを意図的模倣と判断する根拠は、まず被告人に模倣行為の実績があることです。

詳しくは、ええ、4月16日、吉平地区の集会の録音記録の通りですが、会の終わりに「これもまた身の安全に関する情報ですが、最近、郵便局員が寝ている間に忍び込み、配達物を枕元に置き去るという事件が起きました」と私が話し始めたところ、被告人が「そんなん、ここでする話じゃない」とむきになって妨害発言をしました。

まずこの発言は直接的に先の郵便局員の犯行事例の紹介を妨害しており、その犯行を隠蔽しようとする意図はあきらかであり犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪が成立すると思います。

この場合の犯人とは沼田郵便局斎藤配達員と思われます。

なおこの発言は、この日の集まりの冒頭で告訴人が注意喚起しているところの「法に触れる発言」でありまして、前回2月12日の集会において、告訴人が猟銃脅迫事件のハンターグループの締め出し決議を提案した際、鈴木通夫氏が「そんなん、ここで話す、する話じゃねえ」という発言を繰り返して結局中断させました。

その時の鈴木通夫の発言と一字一句同じです。

つまり、鈴木氏は告訴人が最初から発言の理由を説明して始めているのに、まるでそれを無視したかのような内容の発言を繰り返したことであり、発言者である告訴人の全格、全人格否定であるのはもとより、その動機によっては刑法にも触れる可能性が高い、とこの日の集まりの冒頭で皆に忠告したばかりでした。

つまり、あのような言い方は法に触れますよ、と注意喚起しているそばから被告人が故意に模倣し再現してみせたということであり、極めて挑戦的かつ敵対的な態度であり、即絶交を意味する戦線布告と言えると思います。

なによりも「ありえないような露骨な脅迫行動を堂々と繰り返してみせる」という包囲網による威力の特徴を如実に示しております。

太古より安全情報を交換することは集団としての基本中の基本だと思いますから、村人同士の会話として極めて異常です、あり、以後の村人関係が崩壊することは言うまでもありません。

村人関係が既に極度に悪化しており、留守宅侵入などありえない状況であったこと

これ、繰り返しますが、ええ、2月12日や4月16日の集会の録音記録を聞いていただければ判るとおり、告訴人と村人との関係は極めて敵対的でとっくに戦争状態であり、集まりも怒鳴りあいの修羅場と化すまでに陥悪化しております。

やりとりの内容から考えて、この村人達の対応こそが異常であると思います。

4月16日の集会では、被告人は「そういう話は本題が終わってからにしてください」と冒頭でも告訴人の発言を妨害しておりました。

こういう極めて敵対的な状況を自ら作り出しておきながら、無断で告訴人の留守宅に立ち入れる余地は無く、いわば隙を突いて敵陣に乗り込むのと同じ事だと思います。

脅迫以外に説明できましょうか?

次に菩提寺である建明寺の世話人についてですが、その前任は告訴人であり、この2月に被告人に引き継いだばかりであり、その時点で告訴人は二年分の費用を既に一括で被告に渡しております。

このような前払いはおそらく前例が無く、その理由として「他人に家に入り出されたくないから」であることを説明済みです。

ですから、この住居侵入は告訴人が嫌がっているからこそ故意にやってみせたと思われます。事後の菩提寺からの配り物は告訴人としては不要であり省略してほしいが、世話人の信心の問題でもあるので一任しました。

「雨に濡れるのを心配した」と主張していますが、軒下の郵便受けでも通常の雨なら濡れる心配は無いので理由に正当性・必然性がありません。

ちなみにこの日の雨はしとしと雨でした。今日の雨もしとしと雨です。

つまり、せ、世話人という立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。

最後に、4月5日、郵便局員による犯行から間もないこと

同じ4月のうちに起きています。これ、前回の話です。

ええ、模倣行為による包囲網の威力として告訴人を脅かすには、告訴人の記憶が鮮明なうちにやらないと意味が薄くなります。

厳密に言うと、睡眠中の侵入と留守宅侵入との違いはありますが、いずれも「告訴人の不意を突く住居侵入行為」としての共通性があります。

留守宅侵入であればさしあたり命の危険には直結しませんが、例えば大切な証拠資料を消去もしくは盗難されてしまうかもしれません。要するに何をされるかわかりません。

これも告訴人にとっては極めて耐え難いことです。精神的法き、法益の侵害が大ということです。

祈祷符を置きざりにして、自分の行為をアピールしていること

いうまでもなく脅迫に限っては狙った相手にわからせる必要があります。

なぜ被告人が郵便局員の犯行を模倣するのかを考えさせ、包囲網による威力であることを感じさせて脅迫しているのだと思います。

更に、告訴人は過去一年以上に亘って「立入禁止」の張り紙を玄関扉に貼り付けていた経緯があり、おそらくその事実は村人の間に知れ渡っていたであろうと思われます。

また、被告は教員という職業であり、その見識に鑑みて、今時、留守宅に立ち入ってまで物を置いてゆくということは極めて非常識かつ不自然だと思います。

なお、留守宅侵入の事例は、ええ、2009年11、ええ、1月18日、警視庁宛被害届にも既に書かれております。という内容です。

(牧島秀夫) よくわかんねえけど、よくわかんねえけど、貴方が思っているっきりのことで、入った人が脅迫ってのは、な、何が脅迫なの?ここ来た、入った理由が、だって、これ届けに来たんでしょう?

(私) 今の、聞いてました?

(牧島秀夫) うん、聞いてた。だから脅迫なんか何も無いじゃん。

(私) いやいや、だからさ、いつでも不意を突けるんだよ、ということです。

(牧島秀夫) 入ること自体が脅迫なの?

(私) いやいやいや、いつでも不意を突けるんだよ、ということです。

(牧島秀夫) よくわかんねえなあ、だって届け物持つて来たんでしょう? 届け物持つてきて置いてがれるんが嫌なの? だ、正当な理由だよね、だって。 ごめんくださいって来て、普通、俺だって

(私) 話、聞いてます?

(牧島秀夫) うん、聞いてるよ、聞いてるから訊いてんじやん? だってそうゆうことで、い、いいよ、一番最初に俺もう

(私) これ、あの、石井恵子を持ってつもらつて結構ですよ。

(牧島秀夫) 一番最初、いや、俺が突きつけることじゃねえだっけ、間にへえんねえよ、こんなの。

(私) いや、だって、私あの、脅迫行為を訴えてるんですよ。

(牧島秀夫) だから脅迫って、何が脅迫なの?

(私) だから、読んでください、今読んだでしょ? 解なんないんだったら、もう一回読んでください。

(牧島秀夫) 接触が無えから、脅迫が無いって言つてるんだよ?

(私) はい?

(牧島秀夫) 接触が無いから、脅迫行為じやないでしょ?

(私) 読んでくださいよ、だから。

(牧島秀夫) 全然わかんねえよ、何回読まれても俺、たぶんわかんねえと思うけど?脅迫行為が無いがね、それで、入つた人は目的が有つて來てるんだから、犯罪にならないでしょ?

(私) だから、正当性が無いって言つてるでしょ?

(牧島秀夫) 何で正当性が無いの?

(私) (苦笑)書いて有るじやない? 書いてあることを訊かないで。

(牧島秀夫) だって、お金前払いとかしてるんでしょ?

(私) 読み上げたでしょ? 今。

(被疑者不詳V) これ、今井さんにとって必要だからこれ持つてきてるわけでしょ?

(私) 読み上げたでしょ?

(牧島秀夫)(被疑者不詳V) うん、聞きましたよ。

(私) 必要ないよ、必要ないって私は言い渡してるんだよ。

(牧島秀夫) それで、今、文面にもあったんだけど、そういう行為は非常識だって自分でゆつてるんだよ、非常識ってな、犯罪行為じやねえだろ? 自分で言ってんだよ、非常識だって。留守宅に置いてくのは非常識だって、文面の中にもあったけど、だからゆつてんだろ?

(私) 犯罪行為だって。犯罪行為だから告訴状が有るん、これどうなつたの? 受け取つてください。

(牧島秀夫) 知らねえよ、そんなの。

(私) 告訴状です、刑事課に渡してください。

(牧島秀夫) 渡さないよ、自分でい、持って行きなさいよ、行くなら。郵便屋じやねえよ。

(私) (苦笑)いやいや、警察に渡してるんですよ?

(牧島秀夫) あ、告訴は、告訴はちゃんと刑事課行って下さい。

(私) それでいいんですか?

(牧島秀夫) だって、そうだよ。

(私) だって、おまわりさん、受け取らなくていいんですか?

(牧島秀夫) いいじゃなくって、告訴は、告訴はちゃんと告訴の係が居るから。

(私) いやいや、普通のおまわりさんは受け取らなくていいんですか?

(牧島秀夫) 受け取らない。

(私) 法的根拠はあるんですか?

告訴事件であれば、ちゃんと告訴受理者がちゃんと居ます、担当が。私達、そうゆう担当じゃないから。

(私) 録音しますけど。

(牧島秀夫) い、どうぞ。はい、録音しててもなんでもいいから。私もじゃあ、録音してるんだから言いますけど、ご自分でおっしゃっている通り、常識が無いっていうふうに貴方がおっしゃっている行為だよ、今回のは。

留守宅に置いてくんが常識が無い、って自分で言ってるんだから犯罪じゃないじゃん?

(私) 常識が無いのと犯罪じゃないのとは違うでしょ? 両方兼ねてます。

(牧島秀夫) 兼ねてねえよ。

(私) 両方兼ねてます。常識が無い、かつ犯罪です。

(牧島秀夫) だって、常識が無いのは犯罪じゃないよ、そもそも。

(私) だから、貴方のレベルの詭弁は通用しないから、もう。

(牧島秀夫) 詭弁でも何でもねえじゃん。

(私) 告訴状にこれだけきちんと簡潔明瞭に纏めてあるんですよ?

(牧島秀夫) 全然聞いててわかんねえ。

(私) 言い逃れできないでしよう?

(被疑者不詳V) 何すかこれ?、会費ですよね、三口分。

(私) ですからね、

(被疑者不詳V) でもこれ、要らないっていって、これって、貰わなきやいけない物じゃないですか?

(私) いや、要らないんだったら要らない、私は要らないって言われたら棄てちゃいますよ。世話人だとして。

(被疑者不詳V) ふうん、棄てればいいんじゃないですか、じゃ。

(私) いやいや、それは石井恵子が棄てればいいんであって、私が棄てればいいんじゃないです。

(被疑者不詳V) 石井恵子さんと連絡とか取ってる? 取ってないんですか?

もうやんないでくださいよ、とかって。

(私) や、それを言えば済む問題じゃない。 刑事事件なんです、 刑事事件。 脅迫罪な

んです。

(被疑者不詳V) うん。 ふうん。

(私) 住居侵入罪なんです、ええ。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 本人に直接言ったら済む問題じゃないから、おまわりさんを仲介してます。

受け取るんですか？受け取らないんですか？

(被疑者不詳V) 受け取らないよ。

交番の人とか来てます？この話とかって交番の人とか知ってるんですか？

(私) だから、南雲さんに出してるんですよ？ 私。

(被疑者不詳V) 南雲さんは交番の人じやないです。

(私) 刑事課です。

(被疑者不詳V) うん、交番の人、巡回とか来ます？で、交番の人とかにその話してます？や、この話はだって、共有されてなかつたら、また、それはそれで問題だから。

(私) じゃ、それを共有していただいていいですよ、持って帰って共有してくれて。

(被疑者不詳V) だから、交番の人は来てるんですか？って聞いてるんです。

(私) めったに来ないです。

(被疑者不詳V) あ、じゃ、来たこと有るんですね？

(私) 通報すれば来ますよ、そら。 来るだけは来るけどね。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 一度も、あの、私の言ってる事に対応していただいた記憶が無いです。

(被疑者不詳V) うん。

(私) もう三十回も四十回も呼んでますけど、全て聞き流していただいてますね、ありがたいことにね。

(被疑者不詳V) そうですよね、そうですよね。

(私) ですから、ええ、住居侵入の現場を確認していただきます。

立入禁止というのは、前回のけ、教訓を踏まえて私が書いたんです。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) それでもやりました。再犯しました。で、おまわりさんが最優先でやるべきことは、この証拠もうで、申出書が、もう既に届いているのかどうかを確認することではないでしょうか？

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) その上で、今日来たんだったら、もうそれはもう完全にクロだと思います。

動き、もう、否定しようがないですね。

(被疑者不詳V) これ、読んで頂いていいですか？

(私) どういう証人喚問させようとしているか、

詳しくは録音の通りですが、4月16日、村の集まりの終りにおいて、原告が郵便局員侵入事件の、ええ、紹介を始めたところ、「そんなん、ここでする話じゃない」と発言した真意を説明してください。

その上で、4月29日に正当性の無い留守宅侵入をあえて選択した理由は何ですか？

(被疑者不詳V) その集まりとかで、石、石井恵子さんでしたっけ？

(私) ええ。

(被疑者不詳V) 会ったりするんですか？

(私) いや、会ったりって、一緒に居るんだから会ってますよ。

(被疑者不詳V) ですよね、じゃ、今日、戦争状態つつてたけど、それでもう言い合いになっちゃうんですか？ 何で言い合いになるんですか？

(私) いや、何でって、人が、理由を、理由から説明して始めている行為を、そんなんここでする話じゃねえ、って頭か、ごなしに否定したら当然、戦争状態になりますわね？

(被疑者不詳V) 石井恵子さんが言うんですか？

(私) はい、その前に同じ発言をした人が居るんです。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) その発言を模倣してるんです、模倣することによって威力を示しているんです。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 村人として結束してるという威力をね、さらには包囲網として結束と、してるという威力を。

(被疑者不詳V) 村人が結束してる？ ふうん。

(私) そりや、録音聞いていただくしかないです。なんで四面楚歌の状況になんなきやいけないん？ 私が言つてることは極めて当たり前のことを言つてるだけで。

(被疑者不詳V) それはわからない、私達には判断できない。

(私) だから、判断してください、してください。

(被疑者不詳V) うん、警察署の方に行かないですか？ 今井さんが。

(私) え？ 私は何度も録音したもの渡そうとしましたが？

(被疑者不詳V) 渡そうとしてる？

(私) しますよ、みなかみ署の人にもしてる、渡そうとしてる、みなかみ交番の人にも渡そうとしてるし、南雲さんにも渡そうとしたけど、受け取ろうとしないんです、メモリースティックをね？

(被疑者不詳V) うん。

(私) 見ざる、言わざる、聞かざる、ということでしょうねえ？

(牧島秀夫) 刑事さんがいま、刑事が折り返し電話くれるとしてますけど。 あ、時に、洗濯物がぐっしょりだよ。

(私) あ、それ、いいんです。

(被疑者不詳V) ずっと干してあるんですか？

(私) ふん。

(被疑者不詳V) しまわないんですか？

(私) 晴天に当るまでずっと干しとく。

(被疑者不詳V) ふふん 靴下とか、落ちちゃってますよ？

(私) いいんです、あれは、あの、もう、水虫靴下だからそのままで。

(被疑者不詳V) あれって、一人暮らしなんですか?

(私) はい。

(被疑者不詳V) ふうん、隣のかたもあれですか、あの、ロープ張ってあるじゃないですか、あれって、入口一緒じゃないですか? 隣のかたと。

(私) 隣のかたは不法占拠者なんで、そもそも、あの、い、居る資格が無いんで。

(被疑者不詳V) そりや、わかんないすけど。

(私) 居る資格が無いんです。ええと、今、どういう状態なんでしょう? 私は、あの、すみやかに、ええ、現場検証していただいたんで

(被疑者不詳V) 今、刑事課の

(私) よ、容疑者の、ええ、に、聞き込みなりしていただきたいんですけどねえ。

(被疑者不詳V) それはわかんないです。

(私) こっから 100m ぐらい上です。

(被疑者不詳V) ふうん。

(牧島秀夫) わかんねんだいなあ、その、なに、う、今井さんにしてみると、その、なに、女の人の、

(私) ええ?

(牧島秀夫) が、気に喰わねえんだ?

(私) (苦笑)や、気にくわねえとか、そういうわけじゃなくて脅迫罪と住居侵入罪です。

(牧島秀夫) だから、きよ、脅迫って言うけど、脅迫行為が無いじゃん? 何にも。

(私) いや、有るから言ってるんです?

(牧島秀夫) じゃ、具体的にどうゆう脅迫?

(私) だから、読んでください、声を上げて読んでください。

(牧島秀夫) 解んねえよ。

(私) 脅迫罪のところ読んでください。

(牧島秀夫) 脅迫行為が、だから解らない。

(私) いや、告訴状として纏めてるんだから。

(牧島秀夫) 違う、話合いの、話合いの場で、みんなが居る前で、

(私) 違うじゃなくて、読んでください。

(牧島秀夫) 聞いてたけど、わからねえから聞いてるんだよ?

(私) もう一回読んで。理解してねえんだよ。

(牧島秀夫) だって脅迫行為が無いじゃん?

(私) 理解できないんだったら何度も読んでください、何度も。

(牧島秀夫) じゃ、俺のあれに答えてくんねえかい?

(私) 何を?

(牧島秀夫) こん中に書いて有る、ねえ、常識じゃ無いっていう行為なんじゃねえの? この行為は?

(私) 何を言ってるん、脅迫罪と侵入罪を訴てるんです? 常識が無いよ、もちろん、常識が無いとかゆうレベルじゃなくて、犯罪だつつってるん?

(牧島秀夫) 今日はこのことで呼ばれたんだよ? だって。

(私) そうですね、不法侵入罪です、正当性が無ければ不法侵入罪ですよね?

(牧島秀夫) 正当性有るじゃん? だって。

(私) 正当性無いじゃない? 無いって言ってるでしょ?

(牧島秀夫) 持って来てる物が、配るつって持って来たんだもん。

(私) だからなんでポストじゃ駄目なの? 答えて、どうしてポストじゃ駄目なの?

(牧島秀夫) 本人に聞かなきやわかんねえよ。

(私) だから、聞けよ、それを要求してんだよ?

(牧島秀夫) まだ、聞いてないの?

(私) ええ。

(牧島秀夫) あ、聞いてないの? 聞いてない割には何か、

(私) 別に聞く必要は無いよ、本人に聞く必要は無い。

(牧島秀夫) 貴方が思ってるだけのことでさ、思います、思います、って書いて有るだけのことでき、全然だから全然わかんねんだよ、俺が、決め付けているけどさ、貴方が決め付けてるだけで、相手が、

(私) 貴方が解んなくても裁判所が解ればいいん、検察庁が解ればいいんで。

(牧島秀夫) ふうん、まあ、刑事さんが今、電話よこすからさあ。

私も刑事経験長かったけどね、ペえペえじゃ駄目げだから。

(私) 当たり前のこと書いて有るのに、解ろうとしないんだから、どうしようもないじゃん?

(被疑者不詳V) や、わかろうとしてるけど、そりやだって、向うのだって気持ちもわかんないからさ、何とも言えないし。

(私) 気持ちの問題じゃない、行為の問題です、これは。

(被疑者不詳V) うん、だから、脅迫って言ってるけど、向うが脅迫してるかもわかんないし、今井さんがそう言っているだけであって一方的に書いてるだけだよね。

(私) 本人に聞いてどうするん、行為で解るでしょ?

(被疑者不詳V) いや、判らない解んないすよ?

(私) 一方的って、脅迫は相手が認めようが認めまいが関係ないよ?

(被疑者不詳V) 私達は今井さんの立場に立つこともできないし、相手の立場に立つこともできないし、中立なんだから。

(私) 状況と行為によって成立する物なんで、相手が認める認めないは、とりあえず関係無いです。

(被疑者不詳V) 関係有るよ。

(私) 最初から認める犯人がどれだけ居るの? 馬鹿げなこと言わないでよ?

(被疑者不詳V) ふん。

(私) 自供しか、犯人を逮捕する証拠が無えんだったら、百人に一人も犯人が捕まんねえでしょう? 媛があかないんだったら直接、

(被疑者不詳V) 今、刑事課

(私) 石井恵子の家に乗り込むよ?

(被疑者不詳V) いや、知らないよ、そんなの、乗り込んで何すんの? じゃ、だって、

(私) 渡してくる、説明して。

(被疑者不詳V) ふうん?

(私) 立ち会っていただけたとありがたいね? これが着いてるか着いてないかは決定的な状況の違いなんなるよね? もう20日ぐらい経ってるんだから着いてておかしくないね? 証人尋問の要請。 とりあえず、写真撮影とかしてくんないですか? これ現場検証お願いしてるんで。

(被疑者不詳V) ふうん、今、刑事さんと、

(私) ドアの立入禁止の表示とか?

(被疑者不詳V) うん。

(私) これだけ簡潔明瞭に纏め上げてる物を、解らんと言われば何も解らんでしょうね? それは。 日本語がわからんと言ってるのと一緒にだから、どうしようもない。 てゆうか、郵便局員の件はどうなってます? それが一番、逃げも隠れもできないと思いますが?

(被疑者不詳V) いや、それ、私達に聞かれても判んないです。

(私) 判んないとこれ、判断しようが無いよ? これ模倣なんで。模倣なの、郵便局員事件の模倣なんです?

(被疑者不詳V) ちと、聞いて、私達も、これの、これで、なんか無断で入られたっていうので来てるから、どんなのかなって来たら、すと、私達からすると、なんか書いてある感じだと、今井さん宛にもう来てるし、で、もう配ってる人もわかってるんすよね?

(私) ええ。

(被疑者不詳V) ですよね?

(私) だから、その事実だけ、とりあえず確認してくださいよ、これ置いたの貴方ですかね? って。

(被疑者不詳V) うん、そうなんじゃないですか? だって、書いて有るじゃないですか?

(私) いや、私もまだ確認してない。前回のは録音しますよ。今回はまだ連絡取ってないんで?

(被疑者不詳V) 録音して何が、決定的だと思ったんすか? じゃ。 録音する意味は?

(私) や、本人である、本人の自供ですよ。自供。

(被疑者不詳V) 自供? と、これだけ見ると別に、

(私) や、別に、じゃなくて、立入禁止と書いてある留守宅にどうして立ち入れるん? それが異常でしょ? 違いますか? おまわりさんの立場で。

(被疑者不詳V) それが隣保班だとしたら 別にふ、書いてあつたって、コンコンとやって、居なければ、今井さんて、来ないですか?

(私) 来ないです。絶対ありえないです。今時の常識として、そんなのあり得ないです。都会ではあり得ないです。

(被疑者不詳V) 都会じゃないっすよ。

(私) いや、田舎だって人権は同じです。人の権利は同じです。 コンコンとして、こ、返

事が無ければ、普通は立ち入らないです。 それはこういうことになるのが嫌だからです。 それは当たり前の常識です。

(被疑者不詳V) こういうことってのは?

(私) 住居侵入罪と言われるのが嫌だからです。

(被疑者不詳V) ふ、言われると思ってないと思いますけどね。

(私) いや、言われる、ますよ、当たり前に。

(牧島秀夫) 難しいね。

(私) じゃ、おまわりさんとして、住居侵入じゃないと思うの? 正当な理由の無い侵入なんですよ?

(被疑者不詳V) いや、解らないけど。

(私) いや、判断する仕事でしょう?

(被疑者不詳V) 解らないす。 今、刑事の方が、

(牧島秀夫) 貴方が言ってる通り非常識の範囲だと私は思います。あなたがおっしゃってる通り非常識の範囲です。

(被疑者不詳V) うん、そう思いますよ、私も。

(私) じゃ、その非常識をどうするんですか?

(被疑者不詳V) どうするっていうのは?

(私) (苦笑)いや、おまわりさんとしては、非常識だったら何も手出ししようがないと?

(被疑者不詳V) いや、そんなの、今、私達何課だかわかります?

(私) 交通課ですか?

(被疑者不詳V) 違います。 私達が判断できないから今、訊いてるんです。

そこでわあっと言われても、判断のしようがない。

(私) 合理検査とは何ですか?

(被疑者不詳V) 何ですか? 解らないす。

(私) (苦笑)いや、それ、録音してますけど、いんですか?

(被疑者不詳V) いいですよ、

(私) 犯罪検査規範、

(被疑者不詳V) うん。

(私) 合理検査。

(被疑者不詳V) うん、ちなみに今井さんはこれ、石井さんのところに直接行って、話すると言ってたんですけど、なんすか、何で入ったんだ、って言いに行くんですか?

(私) 入ったのは貴方ですね? というまず確認です。それから証人尋問の案内が届いてますか? というのが二点目ですね、そのぐらいかな。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 立入禁止とゆうのが目に入らなかつたってのは在り得ないですね? 目の高さに書いて有るんですから。

(被疑者不詳V) 書いて有りますね、二枚目にも書いて有るんすか?

(私) 両方に書いて有ります。

(牧島秀夫) このまえ、このまえ刑事課行ったのはさ、一体どこまで話したの? いつのことまで話したの? 刑事課には。

(私) 5月2日に行って、南雲さんに半日かけて説明しました。

(牧島秀夫) ふうん、そこまでの話は、その中の、今見た告訴状の中で言ったら、それもうんと含まれてるんでしょう?

(私) うん。

(牧島秀夫) 含まれてるんでしょう?

(私) ええ。

(牧島秀夫) で、申し訳ないけど、俺んちが今日、その、なに、聞いたら何か届けられたっていう紙で来たのは、ご自分でおっしゃる通り、非常識以外の何物でもないと思います。

(私) ですから私は脅迫罪と住居侵入罪を主張しておりますが?

(牧島秀夫) だから、その脅迫は今日は無いですよ。

(私) だから、何で無いって言い切れるん?

(牧島秀夫) だって接触してないんだもん。

(私) はい?

(被疑者不詳V) ふふん。

(私) 誰と誰が接触してないん?

(牧島秀夫) だって接触してないんだもん、そのいまいさんて人とさ、貴方が。

(私) あ、いしいさん、接触してなければ何?

(牧島秀夫) き、今日の話は、き、今日のこの時点の、どこまで相談されているか知りませんけど、今日のこの、呼ばれた、私達が呼ばれたことについては、何にも犯罪ではないと思います。二人のおまわりさんの結論はね。

(私) さっき、私が説明した内容が一字一句録音されているんですけど、その上で、事件性が無いと言い切れるんですか?

(牧島秀夫) じゃ、今日、私達が聞いた内容については事件性は無いと思います。

(私) あ、そうですか?

(牧島秀夫) はい。

(私) じゃあ、それで結構です。もう録音できましたから。ありがとうございます。

(牧島秀夫) いいですか?

(私) はい。

(牧島秀夫) それで、後は、それがわかればいいんですか? それが判断してもらえば。

(私) いや、貴方がたの違法性が記録できましたので、それで結構です。

私が事件性を主張しているのに、それを根拠も無く、根拠も無いのに事件性無しと判断しているわけですよね? それは極めて異常です。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 私は根拠を示して説明してるんです? それを否定する根拠も提示せずに事件性無しと?

(被疑者不詳V) じゃ、今までそれ話すときって、刑事課の人とか、みなかみの人とか、何

て言ってるんですか？ それがお、知りたいんですよ。

(私) じゃ、自分で聞いてください。 私や、もう三ヶ月以上経ってるんですよ、それが異常ですよね？

捜査する気があれば、三ヶ月もかかるんですよね？

(被疑者不詳V) いや、わかんないす、刑事課でもなんでもないんで。

(私) いやいやいや、だから沼田警察署がもう完全に不作為だというのは、もう明らかなんですよ。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) だけど、現場検証ぐらい、せめて、するだろうと。

(被疑者不詳V) ふ。

(私) 人が事件性を指摘してるんだから、違法性を指摘してるんだから。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) せめて写真撮影くらいするだろうと。

そういう機能を期待してるんですけど、それもしないんですか？

(被疑者不詳V) だって、今まで、何、2009年とか言ってましたっけ、2009年からもう三十回以上相談してるつつたじやないですか？

(私) 沼田署には、ここ四年で三十回以上通報してるでしょうね。

(被疑者不詳V) その間、何なんですか？ なん、みんな、どうしてたんですか？

(私) じゃ、自らで聞いてください。

(被疑者不詳V) いや、居ないすもん、みんな今、その、前の人、沼田署に。

聞きようが無いから今、聞いてるんですよ。

(私) いや、たくさん居ますよ、見知った顔が。 昨日来た二人もそうでしたよ。交番の人。

(被疑者不詳V) 昨日？

(私) 昨日、夕べかその前かも、二人、来てましたけど。

(牧島秀夫) では、今日のこのことについては、録音しているということですから、あの、自分でも告訴状の中に書いてあった通り、非常識の範囲だと思います。犯罪には私もならないと思います。

(私) だけど、根拠は？ 私や根拠を示して。

(牧島秀夫) あのさあ、犯罪ってゆうのは、やっぱり目的があるんですよ。

(私) はい？

(牧島秀夫) 目的が。

(私) 目的は説明しましたよね？

(牧島秀夫) 雨宿りをしましようとかさ、ねえ、なんか盗みましょうとかさ。

(私) ええ。

(牧島秀夫) だけど、置いてく物を置いてったことについてさ、それがどうつったら、ちょっと無理だよね。

(私) だから目的は脅迫だつってるじゃない？

(牧島秀夫) 私は裁判官じゃないんで、裁判官じゃないので、最高裁の、ねえ、十三人のう

ちの過半数の人がやる人間じゃないんで、なんとも言えませんけども、ご自分でもそこに書いてある通り、非常識の範囲内だと思います。

(私) いや、思う根拠は何なんですか？

(牧島秀夫) はい、私の今までの経験です。

(私) 合理検査をして下さい。

(牧島秀夫) 私の今までの経験で、経験則で申します。

(私) はあ？ はい、だから、このように、我々はいつでもお前の不意をつけるのだぞ、だよという意図を示しているわけなんですか？

(牧島秀夫) ん？ だ、誰の、誰を、今この言葉は誰に対する言葉？

(私) 包囲網が私に対して示している言葉です。

(牧島秀夫) 包囲網って、誰に対する、貴方に対する包囲網？

(私) はい。

(牧島秀夫) ふうん、皆の会議の場所で、わかんないよ俺、そっちの方はさ、よく聞いてないつつうかさあ、ずうっと一連の流れも相談されてるつつうことだから、私とやかく、前のおまわりさんることをどうのこうの言うつもよりも無いから、今日のこの場面だけとらえさせて、話をさせていただきますと、違法性は無いと思います。

(私) (苦笑)わかりました、じゃあ、あの、現場の確保だけし、お願いしたいんですが。私は違法性を主張します、犯罪を主張してるんで。

(牧島秀夫) だから、自分で書いてある通り、書いてあるように、違法性無えんですよ。

(私) だから、それをしないで帰れるんだったら帰ってください。

(牧島秀夫) 帰ります、はい。

で、イマイさん、そんで、悪いんだけど、今後さあ、来てって呼んだんだったら、ロップぐらい外しといてくんねえかい？

(私) そら、そうですね。

(牧島秀夫) 常識の範囲内で。

(私) はい。

(牧島秀夫) ね？ おまわりさん呼んどいてさあ、ロップが張ってあつたらさ、どう、来た俺達にしてみると、

(私) (苦笑)ううん、最初から期待してないつつことかね？

(牧島秀夫) いや、そうじゃなくって、どうですか？

(私) え、そら、失礼だいね、ええ。

(牧島秀夫) そうだいね、それだけは申し伝えますから、ね？

(私) 申し訳ございませんでした。

(牧島秀夫) お願いいいたします、じゃ、以上で帰りますけども、私、沼田署の牧島秀夫と言います、はい、帰ります。

(私) 二回目ですねえ？ 郵便局の件でもね。

(牧島秀夫) そう、郵便局でも会ったよねえ？ はい。

(私) あれ、どうなってますかねえ？

以上

鈴木政治 小林晴雄 石井恵子 前橋通夫

令和1年9月12日付
(名譽1回目)

前橋地方裁判所 平成31年ワ第116号

◎ 慶謝料請求案件全般について

今回の案件については、今井豊と獵友会の人々とのことが始まりであり、詳細については把握していないが、沼田警察署の警察官が何回も立会検証をしていると聞きおよんでいます。そもそも村で、鳥獣の被害に苦しみ。村全体を約3キロメートルに及ぶ位、金網で囲い、鳥獣被害対策の強化を行い、金網の補修、金網周辺の除草作業にと毎年奉仕作業にて管理を行い、被害を最小限にすべく努力をしているところです。

村人とすれば獵友会の人々に極力、鳥獣駆除をしていただき少しでも被害の減少をお願いしている状況下にあります。

警察署、獵友会との見解の相違から、村で決議をとの提案であると推測いたしますが、狩猟免許の所持者に狩猟をするなど。村で決議する案件でもなく、町内の狩猟者だけでなく、県内はおろか県外からも出入りがあり不可能なことと考えます。

今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません。

私どもに犯罪性のものは、微塵にもなくはなはだ迷惑の何ものでもありません。

前後しますが、通りすがりに犬が泣いたので、私を威嚇させているとし、警察騒ぎになった案件もあるときています。

今井豊前の道路を車が通行しただけで、大きな声で威嚇をしている事実もあるようです。

数年前には、今井豊裏の村内道路の側溝のふたが、朝早く田の水管理のため利用すると、安眠妨害であり、わざとしていると近隣住民とトラブルになり、一昨年その部分に舗装をして音の発生をなくした事例もあります。

今回の案件で、村人が次は俺が被告になるかという不安が多くなり非常に苦慮しているのが現状です。

現況化では、村の会議も出席しないからと申し出が多数あり村役員も、村運営に支障が起きてしまい苦慮しています。

村人は、正常の生活を望んでおり、今井豊にも正常な村人との付き合いしてくれるよう強く望んでいます。

今井豊が村に帰郷したころは、村人との付き合いも普通にしていたように思いますが、ここ数年で態度が変わり近隣の住民からは、現在不安から、ある意味恐怖を感じるというお話も流れています。

我々を含め村人全員が、一日も早く元の住み良い村の姿を取り戻したく強く望んでいます。

録音についても、制止したのに内緒で録音し、今回の裁判になり今まで皆さんの意見を取りまとめて村の運営をしていたのに村人が自由な発言ができなくなり、はなはだ遺憾に思います

鈴木透夫 小林晴雄 石井恵子 鈴木政治

前橋地方裁判所 平成31年ワ第116号

令和元年6月13日付け

◎ 鈴木政治家族の付きまといについて

被害妄想も、はなはだしい限りであり対応に苦慮する。

日常生活の上での、農作業であり、白い車は妻の車であり
作業の打ち合わせ、休憩時間の差し入れ等の行為は、何ら疑わられるべきものではなく、このような状況を、その都度つきまといと言うので、
あれば、私を含め、村の人々は、自分の農地の農作業をすることすら出来ない状況になり異常な日常生活の状況化に追い込まれることを非常に懸念します。

村は、今井豊、一人の生活環境ではなく村人が安心して生活できる環境を考慮すべきであると考えます。

私を含め、今回の裁判は村人全員を不安にさせているのが現状である。
一日も早い村の正常の生活環境を望んでいます。

(名誉(2回目))

令和1年10月23日

事件番号 前橋地方裁判所 平成31年(ウ)第116号

鈴木通夫



鈴木政治



小林時雄



石井恵子



D1 (2) 令和元年9月19日付け 準備書面について

第一について

毎回申し上げるように私どもは、世間一般の常識の範囲の中での取り扱いであったと考えていますので、原告の発言の妨害、発言の自由を奪うことをしたとは考えておりません。

また申し出の中で令和1(ウ)289、平成31(ウ)182の裁判訴訟を上げていますが、私どもには、関係ないことだと思います。

私どもは、何のことなのか全く把握しておりません。

第二について

前回も申し上げたように、被告になるとは、夢にも思っていない私たちが、4人そろってどうしたら出来るのでしょうか、

包囲網とか、パソコンのウイルスとか何を根拠にして、威力と思うのか、思考能力を疑わざるをえません。

第三について

土地の所有者は、名義上は、篠田照夫ですが、すでに亡くなっています
おり、現在の管理者は、奥さんの篠田由紀子さんです。

原告の案内のように、今井孝尚さんが耕作していましたが、高齢になり返納したいと申し出があり、篠田由紀子さんが、近くに耕作地がある、鈴木政治に耕作の依頼をして、鈴木政治が耕作を始めたのが実情です。

篠田由紀子さんと鈴木政治の口約束だけで、契約書は交わしておりません。

たとえば、仮に売買したとしても、原告に契約書、通帳、資金授受の関係書類を提示する必要はありません。証拠物件には、関係ないことかと考えます。

第四について

非常識極まりないといっていますが、私どもは裁判には、素人でして教えていただきながら原告との裁判をしています。

もとをただせば、裁判に詳しくなるような一般人がどこの世界にいるのでしょうか、裁判詳しい方は、裁判官さん、検事さん、弁護士さん、くらいではないでしょうか。

申し上げにくいことですが、原告は裁判という法律関係の厳格ではなくてならないことを、ある意味原告の言う、(ゾンビ化) ではないが、裁判というものをもて遊でいるように思えてなりません。

参考 部落内構成について

部落内 総件数 36軒

現況状況 23軒

空き家 13軒

実生活者人員 46人

老人施設等 4名

同意書

世話人として 菩提寺からの預かり物を配布する際、留守の時は、玄関先に置くことがあります。そのことについて留守宅の住人から非難されることはありません。また、留守の時、地区の配布物等を玄関先に置くことはこの地区では常態となっています。

令和元年12月 8日(日)

吉平上世話人

小林時雄

石井悦壽

石井文子

今井京子

今井克美

付記 ①「吉平上」とは吉平地区を「上」と「下」の2地区に分けている。
②世話人とは、菩提寺の檀家7人である。原告と被告と署名した5人である。

(名前3回目)

令和2年4月8日付

A1

事件番号 東京高等裁判所 令和2年(ネ)第740号

鈴木通夫



鈴木政治



小林時雄



石井恵子



答弁書

第一 原告の訴訟の即刻取り下げを求めます。

第二 訴訟費用についてはすべて原告の負担を求めます。

旨趣理由

前橋地裁で申し上げたように私どもは、世間一般の常識の範囲の中での原告との対応だと考えておりますので、原告の発言の妨害、発言の自由を奪う等々の原告に対しての不法行為をしたとは考えておりません。

社会の一般常識の中での対応であり、原告の主張する違法性のある対応とは全く考えておりません。



前橋地裁の判決について、原告は色々反論していますが、
私どもは常識のある判決であると考えておりますし、私どもは
正直ホントしていたところに今回の訴訟を起こされまた憂鬱な
生活になるのかと危惧しております。

また原告は村八部にされていると述べておりますが、村では
以前と変わらなく、配布物も配布していますし、村の会議、奉仕作業
の案内の書面を配布していますが、訴訟を起こしてから一度も
原告は出席しておりません。

原告が権利を主張されるのであれば村人としての義務も果たすべき
と考えますし原告本人が自分から村八部をしているのではないかと
思料されます。

今回重要証拠として三件申し出がありますが、甲7号、甲8号
とも、原告の推測であり私どもには、全く関係のない事と思います。

また甲9号の村役員改選の案内についてですが、
詳細がないと申していますが、原告の両親が青森の妹さんの
家に行かれてから何年も村改選会議に出席しており内容について
知り得ない事は無いと考えます。

他の村人の出席者は全員理解しております。

参考

役員改選次第

- 1, 吉平組 組頭 一名
- 2, 吉平組 役員 五名 (二年毎、再任あり)
- 3, 農事組合長 一名
- 4, 上牧区区会議員 三名 (二年毎、再任あり)
- 5, 上牧森林組合理事 三名 (三年毎、再任あり)

甲 6 号の写真についてですが、鈴木政治は、自分の耕作地で農作業をしていただけでありたまたま通りかかった友人の車（群馬 308 ろ 222）と話をしただけです。また休憩時間の差し入れに来た家族（群馬 502 ま 9517）鈴木政治の妻の車ですが、つきまといと原告が主張していますが、原告が常にカメラを携帯してつきまといをしているのではと思料いたします。

訴訟の中で、被害妄想について人権侵害等々述べていますが、原告は、自分中心に村の生活があると思い込んでいるように考えます。

最近の村の状況ですが、道路を歩いて目が合っただけで、今ガンをくれたな、おまえは何歳だ（84歳と答える）年寄りだから

勘弁してやるから行ってよいとか。

原告の自宅から 50 ㍍ 位離れた場所にある飲料水の自動販売機の
缶の落ちる音がうるさいから撤去しろと言い張り持ち主が何をされ
るかわからない恐怖から撤去した案件も最近の村の現状です。
わずか村人が 50 人足らず限界集落の中、若い人の居住がなく
ほとんど 70 歳を超えた住人が今まで平穀無事に和やかに生活して
いた住人が、次は俺が訴訟されるのかと恐怖におびえて原告とは、
目を合わせるな、話をするなというような、異様な状況の中で生活
しているのが紛れもない事実です。

地裁でも申し上げましたが、近隣の沼田警察署の署員の方々が
何回も色々なことで原告と面会をしているようですが、
村人には何の進展もありませんし前に進む改善も見つかりません。
村の住人は誰一人原告を村八部にしようとするような住人は居ませ
ん。原告が心を開いてくれれば全員で暖かく迎え入れます。
原告の自宅の周りには、年配の女性が多く、今のところ暴力的な行
動は無いようですが、ある日突然というような不安を抱えて日常の
生活をしています。
原告は、訴状の中で精神病の名称（被害妄想）を名誉毀損としていま

すが、私どもからすると精神的疾患があると思えてなりません。

まだ若いので現代医学からして早期の治療をしてあげて治してあげ
る事が出来ないのかと考えて居るのも事実です。

私ども法的な知識も無く現状のありのままを申し上げました。

ご理解賜りますようお願いいたします。

正式な答弁書の様式を必要でしたらご指導をいただければ再度
提出いたします。

よろしくお願い申し上げます。